



医政発 0328 第 9 号
令和 5 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科保健医療対策事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成 15 年 4 月 4 日付医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

歯科保健医療対策事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="394 309 837 341">歯科保健医療対策事業実施要綱</p> <p data-bbox="584 405 645 437">(略)</p> <p data-bbox="479 453 752 485"><u>医政発 0328 第 9 号</u></p> <p data-bbox="479 501 752 533"><u>令和 5 年 3 月 28 日</u></p> <p data-bbox="555 549 676 580">目 次</p> <p data-bbox="129 644 1077 676">第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業…………… 1</p> <p data-bbox="143 692 241 724"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="129 740 1077 772">第 2 地域拠点歯科診療所施設整備事業…………… 2</p> <p data-bbox="129 836 734 868">第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p data-bbox="143 884 206 916">(略)</p> <p data-bbox="143 979 241 1011"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1397 309 1841 341">歯科保健医療対策事業実施要綱</p> <p data-bbox="1590 405 1650 437">(略)</p> <p data-bbox="1574 453 1673 485"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1561 549 1682 580">目 次</p> <p data-bbox="1137 644 2085 676">第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業…………… 1</p> <p data-bbox="1137 692 2085 724"><u>第 2 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業…………… 2</u></p> <p data-bbox="1137 740 2085 772"><u>第 3 地域拠点歯科診療所施設整備事業…………… 3</u></p> <p data-bbox="1137 836 1742 868">第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p data-bbox="1151 884 1211 916">(略)</p> <p data-bbox="1137 979 1928 1011"><u>第 2 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業</u></p> <p data-bbox="1151 1027 1294 1059"><u>1 目的</u></p> <p data-bbox="1137 1075 2085 1299"><u>近年、周術期に口腔管理を行うことで入院日数が減少すること、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いこと等、口腔の健康が全身の健康にもつながるといった知見が得られており、医科歯科連携の取組として、口腔ケアを含む歯科口腔機能管理の重要性は増している。</u></p> <p data-bbox="1137 1315 2085 1442"><u>このため、歯科医療機関の歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士等）による、医療・介護関係職種を対象とした基本的な口腔ケア等の研修を実施し、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進する。</u></p>

改正後	改正前
<p>第2 地域拠点歯科診療所施設整備事業 (略)</p>	<p><u>2 事業の実施主体</u> この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要な場合は、事業を委託することができる。</p> <p><u>3 事業内容</u> (1) 口腔機能管理等に関する研修は、都道府県又は都道府県から事業を受託した者からの依頼により歯科医療機関の歯科専門職が実施するものとする。 (2) 研修の内容は、以下の通りである。ただし、ウのみの実施は認められない。</p> <p><u>ア 歯科専門職の未配置病院等における医療関係職種（医師、看護師等）を対象とした一般的な口腔ケアや歯科との連携等に関する研修</u> <u>イ 介護保険施設等における介護関係職種（介護支援専門員等）を対象とした一般的な口腔ケアや歯科との連携等に関する研修</u> <u>ウ 歯科病院又は歯科診療所で口腔機能管理を実施する歯科医師、歯科衛生士を対象とした歯科治療（特定の対象者（高齢者、障害者等）や疾患等を念頭に置いた内容に限る）に関する研修</u></p> <p><u>4 その他</u> 都道府県が研修を依頼する歯科医療機関は、歯学部を有する大学病院や地域拠点歯科診療所（口腔保健センター等）など、研修機能を十分に有するものであること。</p> <p>第3 地域拠点歯科診療所施設整備事業 (略)</p>

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

医政発 0225 第 10 号

平成 22 年 2 月 25 日

医政発 0330 第 8 号

平成 23 年 3 月 30 日

医政発 0405 第 8 号

平成 24 年 4 月 5 日

医政発 0515 第 7 号

平成 25 年 5 月 15 日

医政発 0324 第 21 号

平成 26 年 3 月 24 日

医政発 0410 第 24 号

平成 27 年 4 月 10 日

医政発 0330 第 31 号

平成 30 年 3 月 30 日

医政発 0328 第 9 号

令和 5 年 3 月 28 日

目 次

第 1 齒科医療安全管理体制推進特別事業…………… 1

第 2 地域拠点齒科診療所施設整備事業…………… 2

第1 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

ア 歯科医療安全管理体制の構築に関する事項（例：情報提供や相談体制、医科歯科連携体制、教育・研修体制等）

イ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項

ウ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項

エ 歯科医療機関内の環境整備、水質管理、医療廃棄物処理等に関する事項

オ 歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項（インプラント手術や外科処置）

カ 歯科診療において標準予防策の構築に関する事項（HBV、HCV、HIVキャリア等を含む）

キ 歯科技工物に対する感染防止対策に関する事項

ク 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及定着に資する事項

ケ その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

第2 地域拠点歯科診療所施設整備事業

1 目的

歯科診療を希望する患者の中には、障害者等、一般の歯科診療所では診療に困難を伴う患者がいるため、こうした患者への対応も含めた地域における歯科医療提供体制の構築が重要である。

そのため、各地域に必要な歯科医療の提供（障害者等の受け入れを含む）に対応できる拠点歯科診療所の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた歯科診療所であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた歯科診療所の開設者が、地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。

ア 障害者の診療等に対応する専用の診療室の設置・改築

イ 診療室のパーティションの設置

ウ 診療室内外のバリアフリー化 等

4 設置方針

原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

5 運営方針

地域拠点歯科診療所は、一般的な歯科疾患を有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う障害者など、地域（二次医療圏）における全ての患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。

また、必要に応じて、地域における研修機能を有するものとする。